消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成21年法律第48号)

第三章 消費者委員会

(設置)

- 第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を 置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
 - イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理 的な選択の確保に関する重要事項
 - ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項
 - へ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項
 - 二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。
 - 三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告 をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。
 - 四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

- 第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く ことができる。

(委員等の任命)

- 第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営む ことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総 理大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内 閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了 したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

理する。

(事務局)

- 第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

消費者委員会令 (平成 21 年政令 216 号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第 十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(部会)

- 第一条 消費者委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、 部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代 理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とす ることができる。

(議事)

- 第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

(事務局長等)

- 第三条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で 定める。

(委員会の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

消費者委員会運営規程

平成21年9月1日 消費者委員会決定 最終改正 令和2年4月17日

消費者委員会令(平成21年政令第216号)第四条の規定に基づき、この 規程を定める。

(総則)

第一条 消費者委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)及び消費者委員会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

- 第二条 消費者委員会令第二条第2項及び第3項に規定する出席には、会議の 開催場所への出席のほか、委員長が必要と認めるときには、テレビ会議シス テムを利用した出席を含めるものとする。
- 2 委員長は、会議を開くことが困難なやむを得ない事情があり、かつ、緊急 に委員会の議決を行う必要があると認めるときは、書面により各委員の意見 を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決とすることができる。
- 3 前項の規定により議決を行った場合は、委員長は次の会議においてその旨 を報告するものとする。
- 4 第2項に規定する議決の方法は、合議制の機関において調査審議すること の意義が、委員が一堂に会して議論することにより多様な意見を反映させて 意見をまとめることが可能となる点にあることに留意して、慎重に運用しな ければならない。
- 5 前四項の規定は、部会、専門調査会及びワーキンググループ等の下部組織 の会議について準用する。

(意見の開陳等)

第三条 委員会は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明 又は意見の開陳を求めることができる。 (議事録の作成)

- 第四条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するもの とする。
 - ー 会議の日時及び場所
 - 二 出席者の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 決議

(審議の内容等の公表)

- 第五条 委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 委員会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により委員会が会議を非公開とすることを認めた場合は、委員会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により委員会が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 委員会の建議、勧告、意見、提出資料等については、原則として公開する。 ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は 公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必 要と認めた場合については、非公開とする。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月17日から施行する。